

大学設置・学校法人審議会について

公私立大学を設置する場合、教育研究の質の確保のため、文部科学大臣の認可が必要であり、認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会に諮問することが必要とされています。

(学校教育法第4条、第60条の2、私立学校法第31条)

審議会は、試問を受けて、学校教育法や大学設置基準等に基づき、教育課程・教員組織、施設・設備、財産の状況などについて審査し、認可の可否を判断して答申します。

